

第2章 議会の基本的組織

(議員定数)

第4条 法第91条第1項の規定に基づく議会の議員の定数(以下「議員定数」という。)は、議会制民主主義における重要な要素であることをかんがみ、市民の意見が市政に十分に反映され、住民自治を実現することができる数とする。

2 議会は、議員定数の改定に当たっては、十分な審議時間を確保し、議会改革の視点のみならず、市政の現状、将来の予測等を考慮し、市民の意見を聴取した上で、検討しなければならない。

3 議員定数は、小山市議会の議員の定数を定める条例(平成14年条例第49号)に定める。

(委員会の設置及び活動原則)

第5条 議会は、法第109条第1項の規定に基づき、次に掲げる常任委員会及び議会運営委員会を置く。

(1) 総務常任委員会

(2) 民生常任委員会

(3) 教育経済常任委員会

(4) 建設水道常任委員会

(5) 予算審査常任委員会

2 議会は、法第109条第1項の規定に基づき、必要に応じて議決により特別委員会を置くものとする。

3 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)は、円滑かつ効率的な議会運営を推進するため、付議された事項について積極的に審査、調査等を行うものとする。

4 委員会は、市政に関する政策立案及び政策提言を活発に行い、議会の閉会中においても、その専門性及び特性を活かした活動を積極的に行うものとする。

5 前各項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、小山市議会委員会条例(昭和43年条例第20号)に定める。

(議員全員協議会の設置)

第6条 議会は、議案の審査並びに市政に関する課題及び議会の運営に関する協議又は調整を行うため、議員全員協議会(以下「全員協議会」という。)を置く。

2 前項に定めるもののほか、全員協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 議会及び委員会の運営の原則

(審議及び審査の原則)

第7条 議会は、定例会、臨時会及び委員会の会期等の設定並びに議会の審議及び委員会の審査(以下「審議等」という。)に当たっては、議員相互の公平かつ自由な議論が行えるよう、十分な討議時間の確保に努めるものとする。

2 議会は、議員が提案した案件の審議等に当たっては、市長等その他当該案件の関係者

との議論の機会を設けるよう努めるものとする。

(会議の公開)

第8条 議会は、議会活動の公平性及び透明性を確保し、市民に開かれた議会を目指すため、議会及び委員会の会議について原則公開するものとし、市民に対する議会活動の情報提供及び分かりやすい討議を行うよう努めるものとする。

(意見の聴取等)

第9条 議会は、請願又は陳情があったときは適切かつ誠実にこれを審議等するものとし、必要があると認めるときは、請願又は陳情を行ったもの(団体である場合はその代表者)から意見を聴取するものとする。

2 議会は、委員会における審査等に当たって、法第 115 条の 2 第 1 項に規定する公聴会制度及び同条第 2 項に規定する参考人制度(法第 109 条第 5 項において準用する場合を含む。)(以下「公聴会制度等」という。)を十分に活用し、利害関係人の意見、有識者の専門的意見、市民の意見等を聴取する機会を設けるものとする。

(審査及び調査)

第10条 議会は、法第 100 条の 2 に規定する議案の審査又は市の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査について、有識者等にさせることができる権能を計画的に活用するよう努めるものとする。